

厚生労働省  
岐阜労働局発表  
平成25年8月29日(木)

労働基準部 健康安全課  
課長 松宮利光  
地方労働衛生専門官 松野泰彦  
電話 058-245-8103

平成25年度 全国労働衛生週間  
10月1日～7日(準備期間 9/1～30)

岐阜県内においては、

定期健康診断の有所見率は47.2%(平成24年度健康診断結果報告)

メンタル不調による休業者がいる事業場割合は20.5%(平成25年4月調査)

いずれも50人規模以上の事業場データによる。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場の改善など、企業の自主的な健康づくり活動を促すことを目的に毎年実施しているもので、今年で64回目を迎えます。

平成25年度のスローガンは、「健康管理 進める 広げる 職場から」です。

近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題が重要な課題となっています。また、健康確保のためには健康診断を確実に実施することが重要となっています。

労働者自身や管理監督者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフが一丸となって、心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すこととしています。

岐阜労働局における健康確保対策に対する取組は次のとおりです。

1 身体の健康管理

岐阜県内における定期健康診断結果(労働者数50人以上規模の事業場を対象)をみると、有所見率が47.2%と近年やや低下傾向にあるものの、2人に1人に何らかの所見がある状況が継続しています(グラフ1-1参照)。また、項目別の有所見率をみると、血圧、血中脂質、血糖等のいわゆる「脳・心臓疾患」の発症に関連する項目での所見率が高くなっています(グラフ1-2参照)。

本年度は、9月を衛生週間の準備期間を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、岐阜労働局では、健康診断の実施、事後措置の徹底について集中的・重点的指導(説明会、訪問指導等)を行うこととしています。

## 2 心の健康管理

岐阜県内の事業場（労働者数 50 人以上規模）を対象に平成 25 年 4 月に実施したメンタルヘルス対策に係る通信調査結果をみると、事業場内で「平成 24 年中にメンタルヘルス不調で休業した労働者がいる事業場」の割合は規模計で 20.5%でした。また、規模別でみると規模が大きい事業場ほど比率が高くなっており、300 人以上規模の事業場では 61.1%と 2 社に 1 社以上の割合となっています(グラフ 2 - 1 参照)。経年的にみると年々休業者が発生している割合は増加傾向にあります。

また、メンタルヘルス対策の進める上で重要な「心の健康づくり計画」の策定状況を見ると、メンタル休業者は発生している事業場においては発生していない事業場と比較して高い傾向にありますが、発生事業場においても62.5%にとどまっています(グラフ 2 - 2 参照)。

岐阜労働局では、第 12 次労働災害防止計画(平成 25 年度から 29 年度まで)で定める目標「7 事項の全てを定めた心の健康づくり計画を有する事業場(50 人規模以上)の割合 80%以上とする。」の達成に向け、中長期的視点に立った、継続的かつ計画的に啓発・指導を行うこととしています。

### 「心の健康づくり計画」で定めるべき 7 事項

事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること。

事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること。

事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること。

メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること。

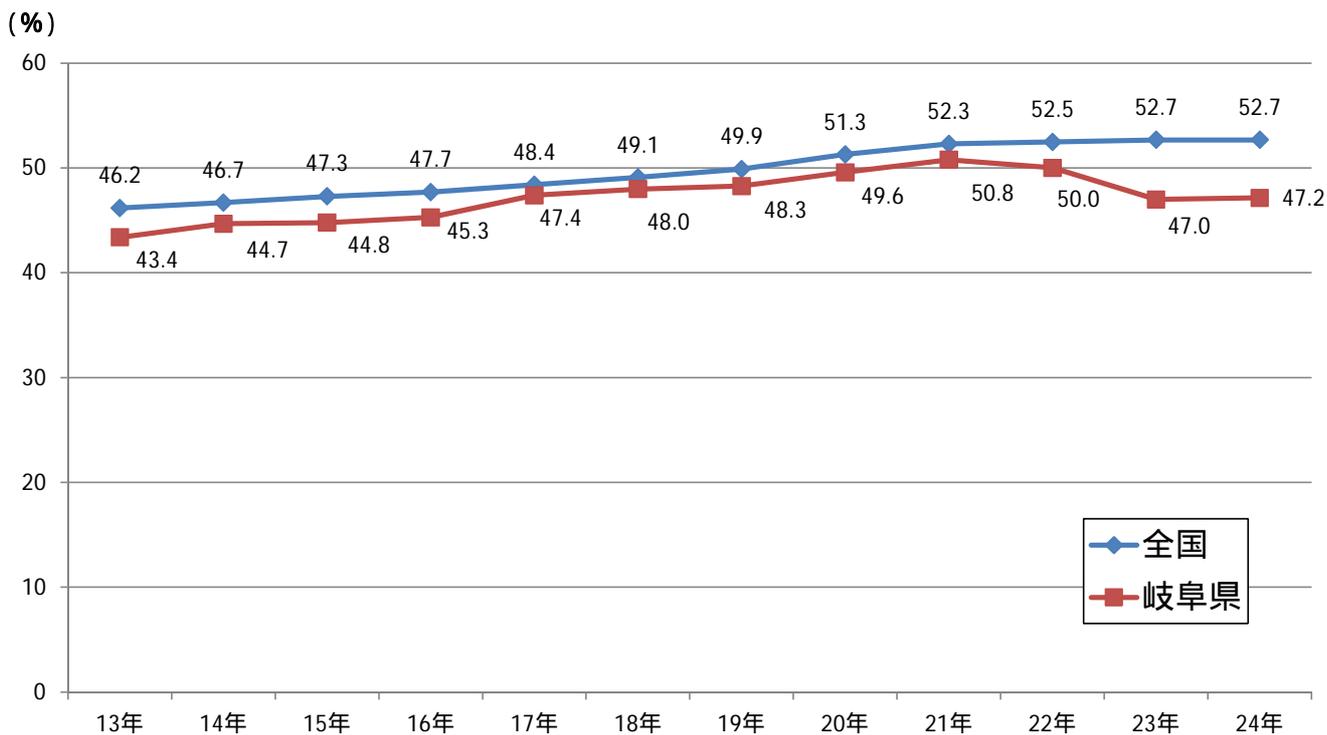
労働者の健康情報の保護に関すること

心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること。

その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること。

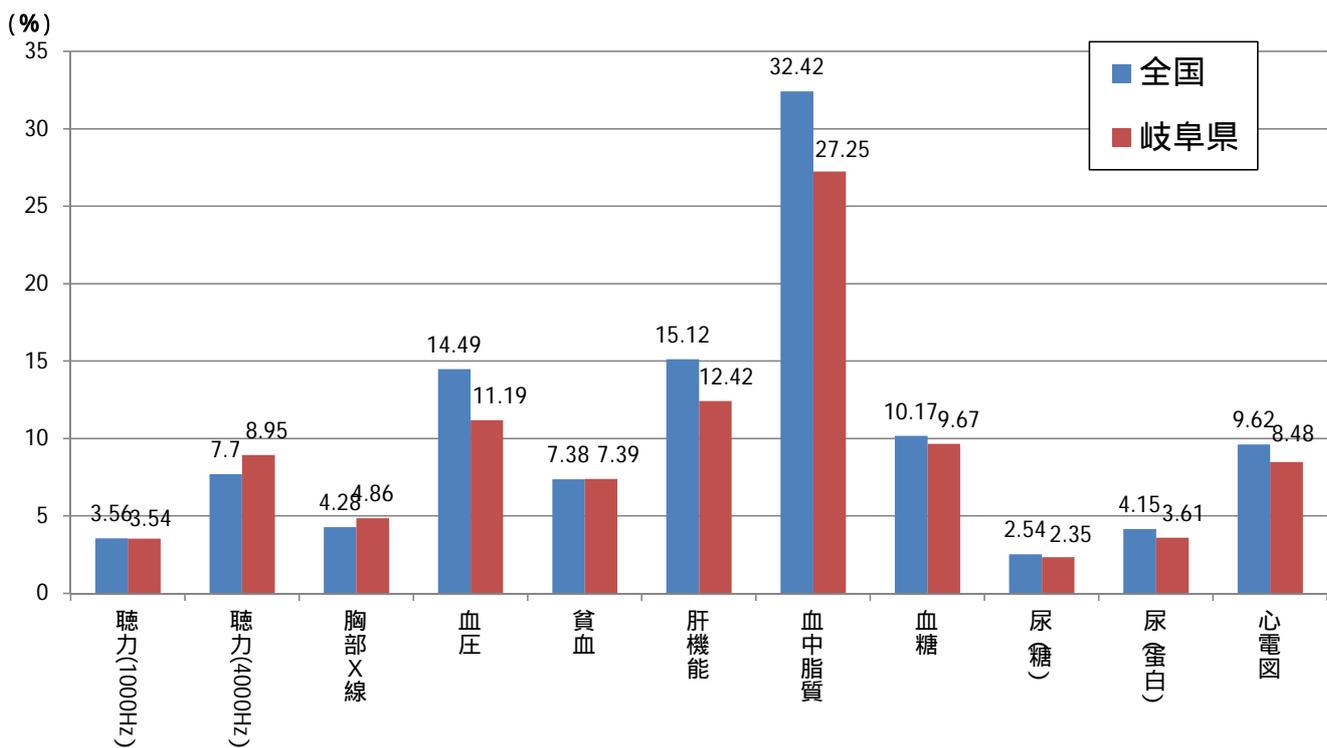
グラフ1 - 1

定期健康診断の有所見率の推移 (平成13年～平成24年)

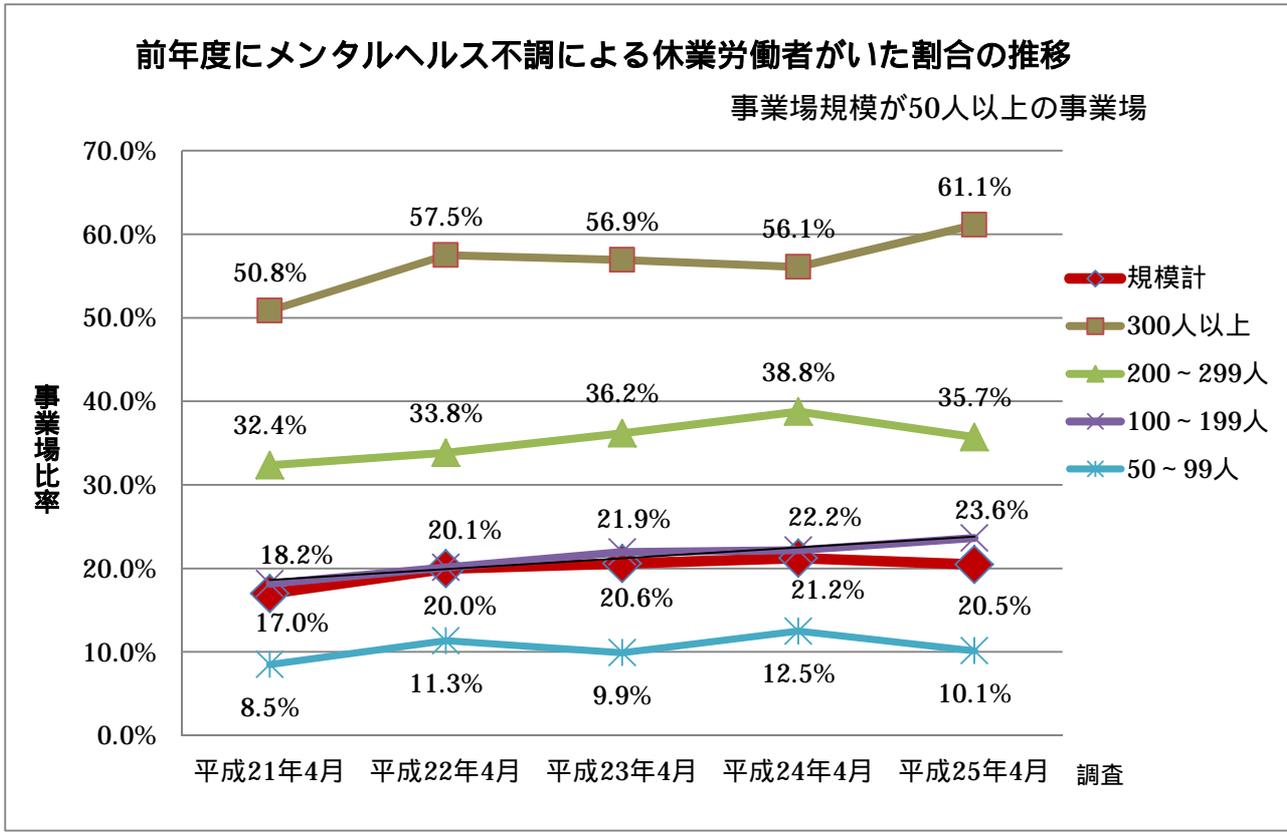


グラフ1 - 2

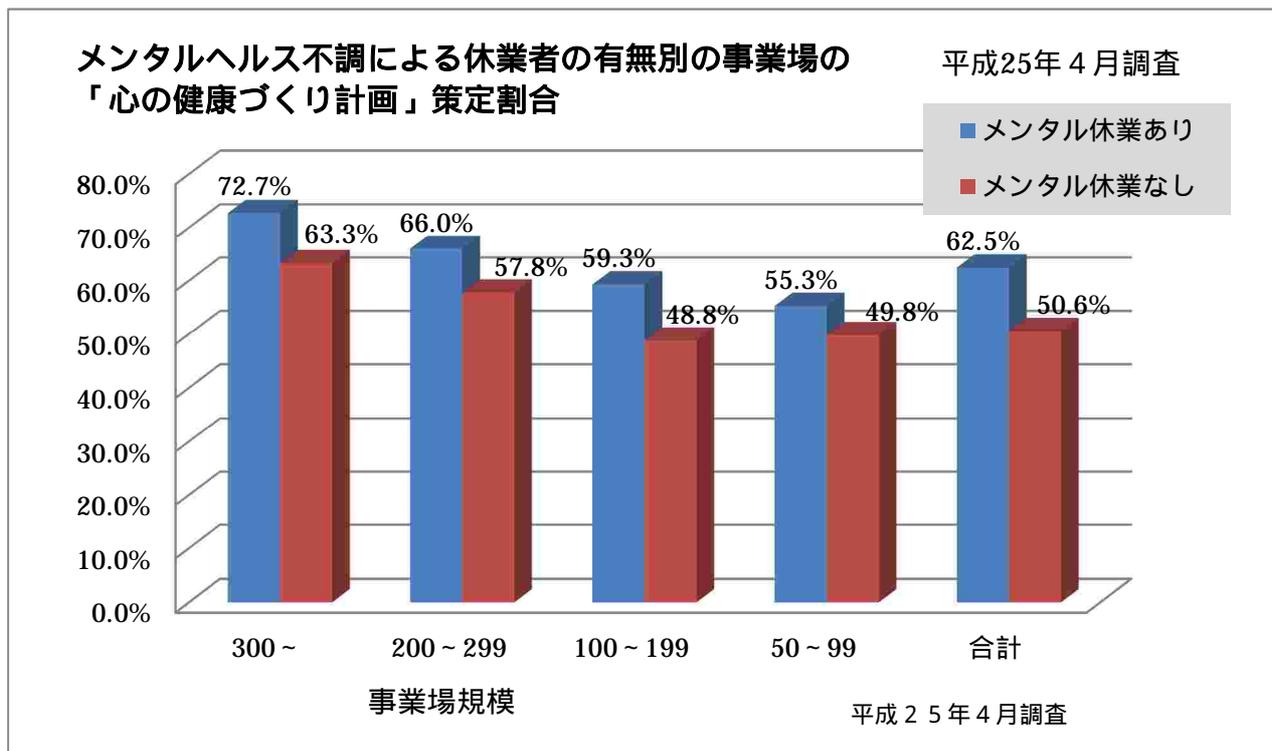
平成24年検査項目別の有所見率



グラフ2 - 1



グラフ2 - 2



# 第64回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、各職場での安全衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

<スローガン>

## 健康管理 進める 広げる 職場から

平成25年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルスの不調などの健康問題が重要な課題となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことを表したものです。324点の応募作品の中から決定しました。

### 「全国労働衛生週間」に実施する事項

- 事業者、総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故・緊急時の災害を想定した訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

### 「準備期間」に実施する事項

日ごろの労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。

- 健康管理の推進
- 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- 作業環境管理の推進
- 作業管理の推進
- 労働衛生教育の推進
- 職場における受動喫煙防止対策の推進
- 粉じん障害防止対策の徹底
- 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 熱中症予防対策の徹底
- 電離放射線障害防止対策の徹底
- 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインにおける労働衛生管理対策の推進
- 化学物質の管理の推進
- 石綿障害予防対策の徹底
- 酸素欠乏症などの防止対策の推進
- 心とからだの健康づくりの継続的、計画的な実施のための体制の実施・充実
- 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成と推進
- 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の推進
- 職場におけるHIV／エイズに関する理解と取組の推進
- 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会



厚生労働省

# 主な取組事項・支援体制

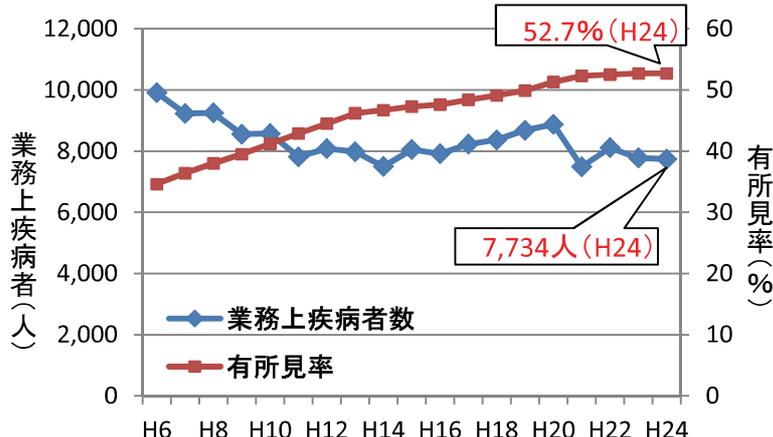
## 職場の健康診断実施 強化月間

健康診断の実施は事業者の義務です。

9月を「職場の健康診断実施 強化月間」として、健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく保健指導など、労働者の健康管理を進めてください。

### 労働衛生の現状

(業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移)



※各年度の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei11/index.html>

## メンタルヘルス対策支援センター

メンタルヘルス対策に関する事業者の取組を支援するために、都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置しています。

<http://www.rofuku.go.jp/yobo/mental/tabid/114/Default.aspx>

## こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト  
(QRコード)



## 第12次労働災害防止計画

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を4月にスタートさせました。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数（休業4日以上）とも15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

## 産業保健推進センター・地域産業保健センター

### ■産業保健推進センター

産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。

### ■地域産業保健センター

労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施などの産業保健サービスを提供しています。

## 受動喫煙防止対策に関する支援事業

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。今年度から助成金制度を拡充しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

## 第8次粉じん障害防止総合対策

今年度から平成29年度までの5年間、第8次粉じん障害防止総合対策を推進します。

## 腰痛予防対策

休業4日以上職業性疾病のうち、6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、今年度から指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

## 熱中症予防対策の推進

9月も気温が高いことが予想されるため、通知（5月21日）に基づいた、職場での熱中症対策を推進してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/h25necchuusou.html>

## 職場における化学物質管理について

化学物質を取り扱う事業場では、基本情報であるSDS（安全データシート）を入手し、活用することが必要です。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei03.html>